

「布団を見せてください。」と目的を隠して消費者宅を訪問し、「この布団で高血圧も治りました。」等と事実でないことを言って、執拗で迷惑な方法で布団の販売や修繕等を勧誘していた事業者に対して業務の停止を命じました。

平成 21 年 1 2 月 2 4 日  
北海道環境生活部生活局くらし安全課

北海道は、寝具の販売や布団の修繕等の訪問販売業者である株式会社北王ファーマネット（帯広市）に対し、特定商取引法の違反行為（勧誘目的等不明示、書面記載不備、不実告知、迷惑勧誘、虚偽記載教唆）を認定し、平成 21 年 1 2 月 2 2 日付けで、同法第 8 条の規定に基づき、訪問販売に関する勧誘、申込みの受付及び契約の締結を 3 か月間停止するよう命じました。  
については、特定商取引法の規定に基づき命令の事実を公表します。

## 1 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社北王ファーマネット  
代 表 者：代表取締役 岩館 克能  
所 在 地：帯広市西 2 条南 2 7 丁目 6 番地  
資 本 金：1,000 万円  
設立年月日：平成 13 年 4 月 16 日  
取 引 形 態：訪問販売（寝具の販売、布団の修繕・改良・清掃）

## 2 取引の概要

株式会社北王ファーマネット（以下「会社」という。）は、訪問販売により寝具の販売、布団の修繕及び改良並びに清掃の業務を行っているところ、会社は、訪問販売をしようとするときに、「布団を見せてください。」と告げるなど勧誘に先立って契約の締結について勧誘をする目的である旨及び勧誘に係る商品や役務の種類を明らかにしなかった。

また、会社は、消費者に対して交付した契約の内容を明らかにする書面に、特定商取引法において定められた記載事項を十分に記載していなかった。

さらに、会社は、契約の締結について勧誘するに際し、「この布団は洗濯しないとだめだ。」  
「この布団で高血圧も治りました。」などと不実のことを告げた。

加えて、会社は、契約の締結を断っている消費者に対し、長時間にわたり執拗に勧誘を続けるなど、契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行ったほか、契約に係る書面について、消費者に虚偽の記載をさせた。

## 3 法令違反行為

### (1) 勧誘目的等不明示（特定商取引法第 3 条）

会社は、勧誘のために消費者宅を訪問した際、消費者に

「布団を見せてください。」

「布団を引き取らせてください。」

と告げるなど、訪問販売をしようとするときに、勧誘に先立って売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなかった。

**(2) 書面記載不備(特定商取引法第5条)**

会社は、営業所以外の場所において指定商品につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したときに、購入者又は役務の提供を受ける者に対して交付したその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面に、特定商取引法において定められた記載事項を十分に記載していなかった。

**(3) 不実告知(特定商取引法第6条第1項)**

会社は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、  
「この布団は洗濯しないとだめだ。」  
「この布団で高血圧も治りました。」  
「今回限り安くすることができます。」

と告げるなど、商品の効能、商品の販売価格若しくは役務の対価、顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項及び当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であって、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実のことを告げる行為を行った。

**(4) 迷惑勧誘(特定商取引法第7条第4号・特定商取引法施行規則第7条第1号)**

会社は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、  
消費者の承諾を得ないまま、勝手に家に上がり込む、  
消費者が断っているにもかかわらず、長時間にわたり執拗に勧誘を続ける、  
消費者の承諾を得ないまま、勝手に布団を持って行く  
など、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で行った。

**(5) 虚偽記載教唆(特定商取引法第7条第4号、特定商取引法施行規則第7条第4号)**

会社は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、消費者に記載させている「特定商取引法及び消費者契約法に基づく確認書」と称する勧誘状況に関する確認書面について、当該消費者に虚偽の記載をさせた。

**4 命令の内容**

平成21年12月24日から、平成22年3月23日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る契約の締結について勧誘をすること。
- (2) 訪問販売に係る契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る契約を締結すること。

## 5 消費生活相談の状況

( 1 ) 過去の相談件数 ( PIO-NET ( 全国消費生活情報ネットワーク・システム ) による )

年 度	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	合 計
件 数	5	1 0	2 4	1 9	1 2	1 3	1 7	2 2	4	1 2 6

( 2 ) 平成 1 8 年度以降の相談者の居住地

道内全域 ( うち十勝支庁管内 約 7 7 % )

( 3 ) 平成 1 8 年度以降の相談者の契約 1 件当たりの契約金額の平均

約 2 2 万円

お問い合わせ先  
環境生活部生活局暮らし安全課  
消費問題対策グループ  
電話 011-204-5213

### 【事例 1】

会社従業員Hら2名は、平成20年、北海道内の消費者A宅を訪れ、Aに「以前にお世話になりました。僕の顔を忘れてしまいましたか。」「布団を見せてください。」と告げた。このときHらは、寝具の購入やクリーニングについて勧誘することを、Aに一切告げなかった。

Aは、「何もないですよ。」と言って断ったが、Hらは「ちょっと上がらせてください。ちょっと見ていきます。」と言って断りもなくA宅に上がり込み、Aの布団を見た。

Hらは、Aが敷いてあった布団を見て、Aに「この布団はこんなに汚れている。こんなに色が違うしょ。」「この布団は洗濯しないとだめだ。」と言って、Aに当該布団をクリーニングに出すよう勧めた。

Aは、Hらにそのように言われても、その布団について特にクリーニングの必要性を感じていなかったもので、「いいんです。そんなに汚れている訳ないでしょ。」と言って断った。それにもかかわらずHらは、「こんなに布団が汚れているしょ。これが汚れていないっていうのかい。」ときつい口調で何度もAにクリーニングをするように言った。

さらにHらは、このとき敷いてあった布団について、「このマットにはこれを付けなくてはだめです。」「うちのを付けるととても良いのです。」とAに言って、クリーニングの他に、パッドも購入するよう勧めた。

Aは、Hらの勧誘に対して「いりません。」と何度も断っていたが、その後もHらは勧誘をやめず、A宅から帰らなかったため、Aは仕方なくパッドの購入について契約することにした。

また、HらがAに交付した契約書には、書面の内容をよく読むべき旨が赤枠の中に赤字で記載されていなかった。

### 【事例 2】

会社従業員Hは、平成21年、北海道内の消費者B宅を訪れ、Bに「羽布団や掛け布団のクリーニングです。」と告げた。このときHは、寝具の購入や布団の修繕等について勧誘することを、Bに一切告げなかった。

Bは、しばらく家の布団をクリーニングに出していなかったもので、後日であれば布団をクリーニングに出しても良い旨答えると、Hは、「今でしたらサービス期間中ですし、今日出した方が都合がいいですよ。」と言って、すぐにその布団をクリーニングに出すように勧めた。Bは、Hが言う「サービス期間」について何か具体的な内容を示されたわけではなかったが、Hからそのように言われたこともあり、布団をクリーニングに出すことにした。

Bが、布団をクリーニングに出すために玄関先まで持ってくると、Hは、Bに「ちょっと待っていただけますか。」と言って、一度B宅を出て行き、会社の他の従業員を連れて再度B宅を訪れた。

Hらは、Bがクリーニングに出そうとした布団を見て、Bに「これを見て下さい。こ

のままにしておいたら、中の羽毛が縫い目から飛び出てきちゃって少しずつ減っていきますよ。」「これはいい布団だから、ちゃんとした生地とか縫い方にした方が良いです。」などと言って、その布団の修繕等をするよう勧めた。

Bは、Hから布団の修繕等について色々説明を受けたが、Bには全く必要のないものだと思われたので、「私の場合は必要ありませんから、クリーニングにしてください。」と言って、修繕等の契約をすることを断った。それにもかかわらずHらは、布団の修繕等について何度もBに勧めた。しかしBは、修繕等の契約を断り続け、当初の話どおりクリーニングに出すという契約内容をHらに何度も確認した上で、契約することにした。

Hらは、Bがクリーニングに出すことにした布団を持って帰ったが、その後まもなくしてHが、新しい布団を持って再度B宅を訪れた。Bは、Hらが布団のクリーニングの契約をして帰ったはずなのに、Hが再度B宅を訪れた理由が分からなかったが、Hは、Bに「この布団を無料で置いていきますので。」「納品書にはこういう風には書いてありますけど、本当はクリーニングの契約ですから。」などと言って、その新しい布団と契約書を置いて帰った。

このときHがBに交付した契約書には、その新しい布団を購入し、さらにクリーニングをサービスにする旨が記載されていた。

また、当該書面には、書面の内容をよく読むべき旨が赤字の中に赤字で記載されていなかった。

### 【事例3】

会社従業員Iは、平成20年、北海道内の消費者C宅を訪れ、Cに「空気清浄機の調子はどうですか。」「空気清浄機を掃除してあげます。」と告げた。このときIは、寝具の購入や布団の修繕等について勧誘することを、Cに一切告げなかった。

Cは、以前に別の会社から空気清浄機を購入したことがあったので、その空気清浄機のことだと思い、掃除をお願いすることにした。Iは、空気清浄機の掃除を終えると、Cに「打ち直しに出すような布団はありませんか。」「きれいにきちんと良くなりますから。」と言って、布団の修繕等について勧誘した。さらにIは、「今、詳しい人を呼びますから。」と言って、会社の従業員JをC宅に呼んだ。

JがC宅を訪れると、Jは持参した新しい布団をCに見せた上で「こんな風になりますから。」「持ってきた布団と同じように出来上がるから、もし良ければこれを置いていてもいいですよ。」と言って、布団の修繕等をするよう勧めた。Cは、そのとき使用していた布団の修繕等をする必要はないと思っていたので契約することを断ったが、それにもかかわらずJらは勧誘を続けた。

Cは、Jらの勧誘を迷惑に感じたが、それでもJらは勧誘を続けるので仕方なく契約することにした。このときCは、一人でJらの勧誘を受け続け疲れていたため、Jらが記載した契約書の内容を理解していなかった。

また、JらがCに交付した契約書には、書面の内容をよく読むべき旨が赤字の中に赤字で記載されていなかった。

#### 【事例4】

会社従業員Kら2名は、平成21年、北海道内の消費者D宅を訪れ、Dに「こんにちは。ちょっと上がらせてもらいたいですけど。」「前に布団を買ってもらった者です。」と告げた。このときKらは、寝具の購入や布団のクリーニングについて勧誘することを、Dに一切告げなかった。Kらは、Dに布団の場所を確認した上で、断りもなくD宅に上がり込み、Dの布団を見た。

Kらは、Dの布団を見た上で、Dの布団に付してあった表示を指し、「僕は、この会社の者なんです。長く使っていただいてありがとうございます。」と当該布団の製造販売業者であると虚偽のことをDに告げた上で、「ごみがこれだけ溜まっていますし、クリーニングに出さなきゃだめですね。」と言った。Dは、布団のクリーニングは必要ないと断ったが、Kらは、Dに「クリーニング代は会社で持ちますので、代わりに布団カバーをお勧めします。買ってくれませんか。」と言って、布団カバーを購入するよう勧めた。

Dは、その日はホームヘルパーの来訪予定があったのでKらにその旨伝え、Kらは「お邪魔になりますし、すぐに出ますね。また出直してきます。」と言って、Dに断りもなくDの布団を持って出て行った。

Kらが帰り、ホームヘルパーがD宅を訪れた際に、Dは、Kらが「この会社の者なんです。」と言った布団に表示されていた布団製造販売業者に電話をしたところ、当該業者の従業員からは、Kという氏名の営業員はDが居住する地域では営業していない旨の回答があった。

その後まもなくして、再度KらがDの布団を持ってD宅を訪れたため、Dが、あらためて布団カバーやクリーニングは必要のない旨伝えたと、KらはDの布団を置いて帰った。

#### 【事例5】

会社従業員Lと従業員Jの2名は、平成21年、北海道内の消費者E宅を訪れ、Eに「布団のクリーニングとかあったら、布団をちょっと見せてくれませんか。」と告げた。このときLらは、寝具の購入について勧誘することを、Eに一切告げなかった。

Eが、Lに布団のクリーニングの費用を尋ねると、Lからは安価である旨回答があったので、Eは布団をクリーニングに出しても良いと思い、クリーニングに出す布団をLに見せた。

Lらは、Eの布団を見ると、「この布団は、しょっちゅうクリーニングはできないですから、クリーニングをした上で、カバーをかけて使用した方が良いですよ。」と言い、さらにそのときEの布団に付けていたカバーを見て、「このカバーじゃいけません。」などと言って、新しい布団カバーを購入するよう勧めた。Eは、Lらから勧められた寝具が高価だったため、購入を断った。するとLは、「じゃあ一度、ご主人と相談してみてください。」と言って、E宅を出て行った。

その日の午後、Lらは再度E宅を訪れたが、Eは、夫と相談した結果もやはりLらが勧める布団カバーは必要ないという結論になったので、その旨Lらに伝えた。するとL

らは、Eに「こういうのもありますけど。」と言って、商品の組み合わせや値段を様々に変更した上で寝具を購入するよう勧めた。

それでもEは、Lらが勧める寝具を購入するつもりはなかったので、契約に応じなかったところ、LらはEに「クリーニング代はこちらでサービスさせてもらうよう、社長に言いますから。」などと言って、再度寝具を購入するよう勧めた。

その後Lらは、Eが寝具を購入すると言っていないにもかかわらず、Eがクリーニングに出そうとした布団を勝手に運び出し、勝手に購入契約書を書き始めた。さらに、購入契約書を記載していたJは、そのとき勧めていた寝具について、Eに「私は、この布団で高血圧も治りましたよ。」「水虫も治ると思いますよ。」と説明した。

Eは、そのときEの夫が高血圧等に悩まされていたこともあり、Lらが勧めた寝具にJが説明するような効果があるのであれば購入しても良いと思い、契約することにした。

Eが契約書に記載していると、Jは、当該書面における会社従業員の勧誘状況について確認する箇所を示して、Eに「契約書ですので、丸を付けてくれれば良いですから。」と言った。Eは、Jにそのように言われたので、当該箇所に記載されていた内容は確認せずに、言われたとおりに丸を付けた。

また、JがEに交付した当該書面には、書面の内容をよく読むべき旨が赤枠の中に赤字で記載されていなかった。

#### 【事例6】

会社従業員Hは、平成21年、北海道内の消費者F宅を訪れ、Fに「以前に別の会社から布団を買ったことがあると思うんですけど、その布団を引き取らせてください。」と告げた。このときHは、寝具の購入について勧誘することを、Fに一切告げなかった。

Fは、以前に別の会社から訪問販売により布団を購入したことがあったが、その布団は現在使用していない旨伝え、Hは、Fに「うちの商品でこういうのもありますよ。」「新商品もありますので。」などと言って、Fに寝具を購入するよう勧めた。さらにHが商品の説明を始めると、会社の他の従業員もF宅に現れ、Fは、Hら2名から寝具を購入するよう勧誘された。

Fは、Hらが勧める寝具は全く必要のないものだったので、「いいません。」と言って購入を断った。さらにFは、このとき体調があまり良くなかったのでその旨Hらに伝えしたが、それにもかかわらずHらは寝具を購入するよう勧誘を続けた。

Fは、いよいよ嫌になって「具合も悪いですし、引き取ってもらえるなら引き取ってください。」と言って、Hらが布団を引き取ることについてのみ了承し、その日は帰ってもらった。

その日から数日後、Hらは、布団を引き取るために再度F宅を訪れた。するとHらは再度、Fに「この布団を引き取りますので、その代わりにうちの布団を買ってください。」などと言って、布団を購入するよう勧めた。

このときもFは、Hらが勧める布団は全く必要のないものだと思っていたので、「必要ありません。」と言って、購入を断った。するとHらは、Fに「この布団はアレルギーが出ません。」「血行が良くなります。」「安い商品がありますから。」と言って、布団を購入

するようしつこく勧めた。

Fは、Hらが何度断っても勧誘をやめず、その日も体調が悪くHらの話を聞き続けるのもつらかったので、仕方なく契約することにした。

Fが契約書に記載していると、Hらは、当該書面における会社の従業員の勧誘状況について確認する箇所を示した上で、Fに「『はい』に丸を付けてください。」と言った。Fは、Hらにそのように言われたので、当該箇所に記載されていた内容は確認せずに、言われたとおりに丸を付けた。

また、HらがFに交付した当該書面には、書面の内容をよく読むべき旨が赤枠の中に赤字で記載されていなかった。

#### 【事例7】

会社従業員Mは、平成21年、北海道内の消費者G宅を訪れ、Gに「いらぬ布団はありませんか。」と告げた。このときMは、寝具の購入について勧誘することを、Gに一切告げなかった。

Gが「古い布団ならいっぱいありますけど。」と答えると、Mは、Gに「お金を出すことはできないけど、何か品物とは交換できます。」と言った。Gは、Mからそのように言われたので、Gの古い布団を何か別の品物に無償で交換してくれるのだと思った。

その日の翌日、Mは、会社の他の従業員を連れて再度G宅を訪れた。Mは、Gに「私も手伝うから布団を出してきてください。」と言って、Gに古い布団を出すよう指示した。Gが玄関先まで古い布団を持ってくると、Mはその布団を見て、その古い布団を買い取るので代わりに新しい布団を購入するようGに勧めた。

Gが、「私の家には布団がいっぱいありますし、必要ありません。」と言って購入を断ったにもかかわらず、Mは、Gに「この布団は体に良い。」「今回限り安くすることができます。」などと言って、何度も新しい布団を購入するよう勧めた。

Gは、「布団はいっぱいありますし、いりませんから。」と言って何度も断っていたが、長時間勧誘を受け続け戸惑っていたこともあり、訳が分からないうちに契約することになった。

Gが契約書に記載していると、Mは、当該書面における会社の従業員の勧誘状況について確認する箇所を示した上で、Gに「ここ丸ですね。ここ丸ですね。」と言って、当該書面に次々に丸を付けるよう指示した。Gは、Mからそのように指示されたので、当該箇所に記載されていた内容は確認せずに、言われたとおりに丸を付けた。

また、MがGに交付した当該書面には、書面の内容をよく読むべき旨が赤枠の中に赤字で記載されていなかった。

## 参考 特定商取引法（抜粋）

### 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）

#### （定義）

第2条 この章において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う指定役務の提供

#### （訪問販売における氏名等の明示）

第3条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つてその相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

#### （訪問販売における書面の交付）

第5条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第4号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）
  - 二 営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
  - 三 営業所等において、特定顧客と指定商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は指定役務につき役務提供契約を締結したとき。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第1号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

#### （禁止行為）

第6条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤

回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三～五 (略)
- 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

(指示)

第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第3条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一～三 (略)

四 前3号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

(業務の停止等)

第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年11月24日通商産業省令第89号)

(訪問販売における書面の交付等)

第5条 法第4条又は法第五条の規定により交付する書面(以下この条において「書面」という。)は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

一 (略)

二 書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤字の中に赤字で記載しなければならない。

(訪問販売における重要事項)

第6条の2 法第6条第1項第1号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品の効能

二～五 (略)

(訪問販売における禁止行為)

第7条 法第7条第4号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方  
で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは  
解除について迷惑を覚えさせるような仕方  
でこれを妨げること。

二～三 (略)

四 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、  
職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

以上